

事務連絡
平成24年9月27日

千葉労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年7月24日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答するので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

- 1 千葉労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。

療養補償給付については、概ね、

を支給対象とすること。については主治医の意見に基づき判断されたい。なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。

事務連絡
平成24年9月27日

愛媛労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年7月13日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 愛媛労働局 ■■■ 労働基準監督署 ■■■ 事案

2 本件、確定診断がなされている ■■■ 良性石綿胸水については、 ■■■
■■■
■■■
■■■ ものと考えられる。

■■■
■■■
■■■
■■■
■■■
■■■
■■■

以上のとおり本件は、 ■■■ 良性石綿胸水 ■■■
■■■ ことから、業務上として取り扱われたい。

事務連絡
平成24年9月27日

福岡労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年6月9日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 福岡労働局 [redacted] 労働基準監督署 [redacted] 事案

2 本件については、

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

また、[redacted] 中皮腫を発症した [redacted]

[redacted]

以上より、本件については、業務外として取り扱われたい。